

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

目次	ページ
規 則	
○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則..... (農業経済課)	2
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (住宅課)	2
告 示	
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額の一部改正..... (人事課)	3
○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更..... (財政課)	3
○関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更..... (財政課)	4
○平成15年度第1回北海道アウトドアガイド試験の実施..... (地域政策課)	4
○一般競争入札の資格に関する公示..... (統計課)	4
○一般競争入札の実施..... (統計課)	5
○北海道立女性プラザの使用料の徴収事務の委託..... (男女平等参画推進室)	6
○北海道病院事業会計に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにこれらの店舗において取り扱わせる事務の範囲の一部改正... (道立病院管理室)	6
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定..... (障害者保健福祉課)	6
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定..... (障害者保健福祉課)	7
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定..... (障害者保健福祉課)	7
○大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出..... (地域産業課)	7
○登録格付機関の名称を変更した旨の届出の廃止..... (道産食品安全室)	8
○土地改良区の役員の退任の届出..... (土地改良指導課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課)	8
○道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課)	8
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (土地改良指導課)	8
○生産事業者の登録..... (森林整備課)	8
○生産事業者の登録内容変更の届出..... (森林整備課)	9
○知事権限に係る保安林の指定の予定(2件)..... (治山課)	9
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	10
○公共測量の終了の通知..... (建設部総務課)	17
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	17

○道路の供用の開始..... (道路整備課)	17
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	18
○北海道屋外広告物条例等の規定による知事が指定する地域等の指定の一部改正..... (まちづくり推進課)	19
○開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定の一部改正..... (都市環境課)	19
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正..... (経理課)	20

公 表

○北海道土地利用基本計画の変更..... (土地水対策課)	20
-------------------------------	----

公 告

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し..... (税務課)	20
○公募型プロポーザルの実施..... (地域政策課)	20
○公募型プロポーザルの実施..... (雇用対策課)	22

支 庁 告 示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	23
----------------------	----

札幌医科大学告示

○札幌医科大学医学部附属病院の使用料及び手数料の収納事務の委託.....	24
--------------------------------------	----

道 議 会 訓 令

○北海道議会事務局文書管理規定の一部を改正する訓令.....	25
--------------------------------	----

道教育庁留萌教育局告示

○一般競争入札の実施.....	25
-----------------	----

道選挙管理委員会委員長公告

○札幌市長選挙と北海道知事選挙との同時選挙.....	26
----------------------------	----

道監査委員告示

○北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部改正.....	26
------------------------------------	----

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	27
--------------------------------------	----

公布された規則のあらまし

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第50号)

- 趣旨
農業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。
- 内容
農業近代化資金の利子補給率のうち年0.4パーセントとあるものを年0.45パーセン

4月23日～6月30日は「ハルニチ」の特別推進期間です。

トに改めることとした（第2条の表関係）。

3 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成15年2月20日以後の利子補給承認分から適用することとした。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第51号）

1 趣旨

道営住宅等の数を改定するとともに、駐車場の名称の改正を行い、及び駐車場の使用料を定めることとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 道営住宅の数の増減に伴い、管理戸数を改定することとした（別表第1の1の表関係）。
- (2) 共同施設の数の増加に伴い、管理施設数を改定することとした（別表第1の2の表関係）。
- (3) 駐車場の名称の改正を行うとともに、駐車場の新設に伴いその使用料を定めることとした（別表第4関係）。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第50号

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農業近代化資金利子補給規則（昭和37年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.4パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成15年2月20日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第51号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の項中「5,371」を「5,431」に改め、同部江別市の項中「1,386」を「1,368」に改め、同部北広島市の項中「1,525」を「1,549」に改め、同部石狩市の項中「473」を「491」に改め、同部函館市の項中「1,962」を「1,955」に改め、同部江差町の項中「99」を「123」に改め、同部小樽市の項中「1,293」を「1,165」に改め、

同部夕張市の項中「268」を「148」に改め、同部中

栗沢町	
-----	--

」を

栗沢町	
南幌町	

」に改め、同部留萌市の項中「395」を「348」に改め、同部北見市の項中「735」を

」

「789」に改め、同部網走市の項中「433」を「505」に改め、同部紋別市の項中「110」を「122」に改め、同部遠軽町の項中「36」を「46」に改め、同部室蘭市の項中「704」を「668」に改め、同部苫小牧市の項中「966」を「894」に改め、同部登別市の項中「484」を「502」に改め、同部伊達市の項中「168」を「192」に改め、同部帯広市の項中「960」を「954」に改める。

別表第1の2の表駐車場の部江差町の項中「99」を「119」に改め、同部岩見沢市の項中「244」を「384」に改め、同部砂川市の項中「70」を「106」に改め、同部中

沼田町	
-----	--

」を

沼田町	
南幌町	

」に改め、同部留萌市の項中「273」を「292」に改め、同部

」

北見市の項中「255」を「309」に改め、同部網走市の項中「349」を「421」に改め、同部紋別市の項中「110」を「122」に改め、同部遠軽町の項中「36」を「46」に改め、同部登別市の項中「404」を「406」に改め、同部伊達市の項中「96」を「120」に改め、同部帯広市の項中「607」を「649」に改め、同表集会所の部札幌市の項中「20」を「21」に改め、同部江

別市の項中「4」を「5」に改め、同部中

沼田町	
-----	--

」を

沼田町	1
南幌町	1

に改め、同部網走市の項中「2」を「3」に改め、同表高齢者生活相談所の部中

江差町

」を

江差町	
南幌町	

」に改める。

1
1

別表第4岩見沢市の部中

かえで団地駐車場	
----------	--

」を

かえで団地駐車場	2,030
第3かえで団地駐車場	2,030

」に改め、同表砂川市の部中

三砂団地駐車場	
---------	--

」を

三砂団地駐車場	
すずらん団地駐車場	

」に改め、同表中

沼田町	ガーデンタウン沼田団地駐車場
-----	----------------

」を

沼田町	ガーデンタウン沼田団地駐車場
南幌町	柳陽団地駐車場

」に改め、同表北見市の部中「寿第3団地駐車場」を「寿

2,030円
2,030円

団地駐車場」に改め、同部寿第2団地駐車場の項を削り、同部中「美山団地駐車場」を「美山第2団地駐車場」に改め、同表網走市の部中

駒場団地駐車場

」を

駒場団地駐車場	
中央公園団地駐車場	

」に改める。

2,030円
2,030円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第503号

昭和53年北海道告示第938号（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達也

表中

北海道立名駒診療所	を	北海道立本岐診療所	に改める。
北海道立本岐診療所			

北海道告示第504号

全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年北海道告示第622号）の一部を次のように変更

する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

第3条第2号中「千葉市」の次に「、さいたま市」を加える。

北海道告示第505号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約（昭和47年北海道告示第1201号）の一部を次のように変更する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

第3条第2号中「仙台市」の次に「、さいたま市」を加える。

北海道告示第506号

北海道アウトドア活動振興条例（平成13年条例第55号）第9条の規定により、平成15年度第1回北海道アウトドアガイド試験を次のとおり実施する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

1 試験日時

(1) 筆記試験 平成15年5月27日（火）

時 間	試 験 内 容
10：00～12：00	基礎分野試験
13：00～15：00	専門分野試験（山岳、カヌー、トレイルライディング）
15：30～17：30	専門分野試験（自然、ラフティング）

(2) 実技試験 詳細は受験案内によること。

2 試験地及び試験会場

(1) 筆記試験 札幌市、函館市、旭川市、釧路市

(2) 実技試験 詳細は受験案内によること。

(3) 試験会場は、試験申込者に対し受験票により通知する。

3 試験科目及び試験方法

(1) 筆記試験 詳細は受験案内によること。

(2) 実技試験 詳細は受験案内によること。

4 受験資格

詳細は受験案内によること。

5 受験申込（案内）書の交付期間、提出先及び受付期間

(1) 交付期間 平成15年4月1日（火）から18日（金）まで

(2) 提出先 北海道総合企画部地域振興室地域政策課

(3) 受付期間 平成15年4月1日（火）から18日（金）まで

なお、郵送の場合は、平成15年4月18日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

また、受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。

書類に不備があった場合には、受験できないので注意すること。

6 提出書類

(1) 北海道アウトドアガイド試験受験申込書 1部

(2) 受験資格証明書など 1部

(3) 所定の講習受講証明書の写し 1部

7 受験手数料

(1) 基礎分野（筆記試験） 2,000円

(2) 専門分野（筆記試験） 2,000円（1分野当たり）

(3) 専門分野（実技試験） 8,000円（1分野当たり）

上記金額に相当する額面の北海道収入証紙を試験申込書の所定の欄にはり付け、印章又は署名により消印すること。

8 受験票の送付 試験申込書を受理したときは、試験場所その他受験上の注意事項を記載した受験票を送付する。

9 合格発表 平成15年7月30日（水）に本庁及び各支庁において受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には、合格証書を送付する。

北海道告示第507号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定める。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に

定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年4月1日に一般競争入札の告示を行う複合機の複写サービスの供給に係る契約
- (2) 資 格 複合機の複写サービスの供給の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 複合機の複写サービスの供給

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成15年4月1日現在において引き続き2年以上複写サービスの供給事業を営んでいること。
- (5) 複合機の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 当該調達役務に関し、仕様書及び数量に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年4月1日から10日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の9時から17時までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行われなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総合企画部統計課
イ 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道告示第508号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
複合機の複写サービスの供給 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成15年5月1日
- (4) 契 約 期 間 平成15年5月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

- (5) 納入場所 北海道庁西18丁目別館 総合企画部統計課分室
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成15年北海道告示第507号に規定する複合機の複写サービスの供給の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟会議室5階9号
(2) 入札日時 平成15年4月17日（木）午前10時30分
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
入札保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便又は電報による入札
認めないものとする。
- 8 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 そ の 他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格の有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
イ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道総合企画部統計課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 663

- (4) この公告の内容は予定であり、変更することもあり得る。
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。
(6) この入札の執行は、公開する。
(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第509号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立女性ブラザの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 受託者の名称 財団法人北海道女性協会
2 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目1番地

北海道告示第510号

昭和62年北海道告示第1446号（北海道病院事業会計に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関名称及び位置並びにこれらの店舗において取り扱わせる事務の範囲）の一部を次のようにし、平成15年4月1日から施行する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 出納取扱金融機関の表株式会社北洋銀行の項中「江差中央支店」を「江差支店」に改める。
2 収納取扱金融機関表中道央信用金庫の項、石狩中央信用金庫の項、岩内信用金庫の項、夕張信用金庫の項、富良野信用金庫の項及び厚岸信用金庫の項を削り、「根室信用金庫」を「大地みらい信用金庫」に改める。

北海道告示第511号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第1項又は第17条の24第1項の規定に基づく知事の指定に係る指定居宅支援事業者又は指定身体障害者更生施設等の名称等については、北海道保健福祉部障害者保健福祉課及び各支庁総務部社会福祉課に備え置いて縦覧に供する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第512号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項又は第15条の24第1項の規定に基づく知事の指定に係る指定居宅支援事業者又は指定知的障害者更生施設等の名称等については、北海道保健福祉部障害者保健福祉課及び各支庁総務部社会福祉課に備え置いて縦覧に供する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第513号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第1項の規定に基づく知事の指定に係る指定居宅支援事業者の名称等については、北海道保健福祉部障害者保健福祉課及び各支庁総務部社会福祉課に備え置いて縦覧に供する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第514号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年8月1日までに北海道留萌支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターツルヤ羽幌店

苫前郡羽幌町南町6-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ツルヤ 代表取締役 西崎 康博

函館市湯川町三丁目24番14号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ツルヤ 代表取締役 西崎 康博

函館市湯川町三丁目24番14号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年11月14日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,508㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

60台

イ 駐輪場の収容台数

5台

ウ 荷さばき施設の面積

50㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量

31㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後8時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後8時まで

2 届出年月日

平成15年3月13日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道留萌支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年4月1日（火）から8月1日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、羽幌町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間

等については羽幌町へ問い合わせること。

北海道告示第515号

昭和56年北海道告示第1513号(原料牛乳の登録格付機関の登録)及び平成11年北海道告示第829号(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律による登録格付機関の名称の変更届出)は、廃止する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第516号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の退任の届出があった。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

由仁土地改良区

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
平成15.3.15	監 事	小林 政雄	夕張郡由仁町中三川54番地

門別町土地改良区

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
平成14.12.15	理 事	小 岩 實	沙流郡門別町字豊郷125番地の11

北海道告示第517号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、今金土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成15.3.11	理 事	鈴木 幹男	瀬棚郡今金町字豊田107番地の38
同	同	同	田畑 利雄	同 字八束183番地の53
同	同	同	黒須 隆之	同 字住吉6番地の1
同	同	同	佐藤 弘一	同 字鈴金13番地の7
同	同	同	新家子幸夫	同 北檜山町字愛知610番地
同	同	同	田中 文夫	同 今金町字神丘701番地

同	同	同	仁木 幹男	同	字田代65番地の6
退 任	同	15.3.10	同	仁木 繁夫	同 字田代6番地の5
同	同	同	同	鈴木 幹男	同 字豊田107番地の38
同	同	同	同	黒須 隆之	同 字住吉6番地の1
同	同	同	同	佐藤 弘一	同 字鈴金13番地の7
同	同	同	同	新家子幸夫	同 北檜山町字愛知610番地
同	同	同	同	田畑 利雄	同 今金町字八束183番地の53
同	同	同	同	牧野 正一	同 字神丘244番地

北海道告示第518号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、道営土地改良(茂平沢地区土地改良総合整備[担い手育成型](農業用排水、暗きょ))事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成15年4月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第519号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
三石町	稲見1	災害復旧(農業用施設)	平成15.2.20
同	稲見2	同	同
同	清瀬	同	同
同	川上	同	同

北海道告示第520号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
4038	有限会社ニシヤ・ナーセリー 函館市石川町148番地	幼苗以外の苗木の育成	有限会社ニシヤ・ナーセリー 函館市石川町148番地

北海道告示第521号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録内容に変更があった旨の届出があった。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達也

登録番号	変更事項	変更前の登録内容	変更後の登録内容
3026	氏名又は名称及び住所	高田 拓実 亀田郡大野町字文月34番地の4	高田 拓実 亀田郡大野町字文月16番地の31
	事業所の名称及び所在地	高田 拓実 亀田郡大野町字文月34番地の4	高田 拓実 亀田郡大野町字文月16番地の31

北海道告示第522号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ825の1・825の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷

支庁経済部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目37・湯沸442・446の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第523号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達也

- 1 保安林予定森林の所在場所 広尾郡忠類村字明和445の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び忠類村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第524号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 指定施業要件変更予定 小樽市・古平郡古平町・余市郡赤井川村（以上1市1町1村国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林の所在場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
小樽市・赤井川村（以上1市1村について次の図に示す部分に限る。）
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
小樽市・赤井川村（以上1市1村について次の図に示す部分に限る。）
(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに小樽市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 指定施業要件変更予定 札幌市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市（以上5市国
保安林の所在場所 有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
札幌市（次の図に示す部分に限る。）
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
札幌市・恵庭市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）

- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3(1) 指定施業要件変更予定 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林の所在場所
(2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備
た目的
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
千歳市（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 4(1) 指定施業要件変更予定 小樽市・積丹郡積丹町（以上1市1町国有林。次の図に示
保安林の所在場所 す部分に限る。）
(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに小樽市役所及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

5(1) 指定施業要件変更予定 札幌市・江別市・千歳市・恵庭市・石狩市・石狩郡当別町
保安林の所在場所 ・新篠津村(以上5市1町1村国有林。次の図に示す部分
に限る。)

(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

6(1) 指定施業要件変更予定 積丹郡積丹町・古平郡古平町(以上2町国有林。次の図に
保安林の所在場所 示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定され 魚つき
た目的

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

積丹町(次の図に示す部分に限る。)

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

積丹町・古平町(以上2町について次の図に示す部分に限る。)

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

7(1) 指定施業要件変更予定 札幌市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
保安林の所在場所

(2) 保安林として指定され 名所又は旧跡の風致の保存
た目的

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。)

8(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年5月26日農林省告示第820号

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

9(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年5月26日農林省告示第822号2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

10(1) 指定施業要件変更予定 夕張市・岩見沢市・美幌市・芦別市・三笠市・空知郡栗沢
保安林の所在場所 町・夕張郡由仁町・長沼町・樺戸郡月形町（以上5市4町
国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

夕張市・芦別市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

夕張市・美幌市・芦別市・三笠市（以上4市について次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

11(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年7月1日農林省告示第939号39

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課並びに美幌市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

12(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年1月23日農林省告示第137号1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課並びに小樽市役所及び赤井川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

13(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年1月23日農林省告示第137号2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

14(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年1月23日農林省告示第137号3

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び江別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

15(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年1月23日農林省告示第138号2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

16(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年3月29日農林省告示第650号

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課並びに夕張市役所及び栗山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

17(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年5月14日農林水産省告示第590号1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。)

18(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年5月14日農林水産省告示第590号2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び余市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

19(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年6月27日農林水産省告示第962号2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。)

20(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年11月12日農林水産省告示第1724号

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

21(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年11月12日農林水産省告示第1724号

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

22(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年2月9日農林水産省告示第268号

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

23(1) 指定施業要件変更予定 千歳市・恵庭市（以上2市国有林。次の図に示す部分に限保安林の所在場所 る。）

(2) 保安林として指定され た目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
千歳市・恵庭市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
千歳市・恵庭市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

24(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月7日農林水産省告示第1990号1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

25(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月7日農林水産省告示第1990号2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課並びに札幌市役所及び浜益村役場に備え置いて縦覧に供する。）

26(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月2日農林水産省告示第1571号1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び芦別市

役所に備え置いて縦覧に供する。)

27(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年2月16日農林水産省告示第253号

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。)

28(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年7月29日農林水産省告示第1227号

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び岩見沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

29(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年6月13日農林水産省告示第817号2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び江別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

30(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年8月26日農林水産省告示第1286号1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。)

31(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年1月10日農林水産省告示第23号2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

32(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年1月30日農林水産省告示第74号1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

33(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年3月13日農林水産省告示第364号1

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

34(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年1月8日農林水産省告示第9号3

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

35(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年6月16日農林水産省告示第955号2

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

36(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年6月16日農林水産省告示第955号9

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び恵庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

37(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年10月29日農林水産省告示第1678号3

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

38(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年10月29日農林水産省告示第1678号6

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

39(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年10月29日農林水産省告示第1678号8

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。)

40(1) 指定施業要件変更予定 保安林の所在場所 厚田郡厚田村・浜益郡浜益村 (以上2村国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

厚田村・浜益村 (以上2村について次の図に示す部分に限る。)

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

厚田村・浜益村 (以上2村について次の図に示す部分に限る。)

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

41(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年1月24日農林水産省告示第65号3

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第525号

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量(河川縦横断面図作成)
- 2 作業期間 平成14年7月31日から平成15年2月28日まで
- 3 作業地域 岩見沢市、三笠市、美瑛市、北村

北海道告示第526号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達也

1 道路の種類	2 路線名	3 道路の区域	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
道道	多度志一已線	区間	前	15.44mから35.48mまで	2,664.84m	—
			後	15.44mから35.48mまで	2,664.84m	—
			後	11.27mから68.44mまで	2,423.04m	—
			後	11.27mから68.44mまで	2,379.58m	—

北海道告示第527号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達也

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	縦覧場所	道路	湯内内園線	深川市納内町3丁目3934番8地先から深川市納内町3丁目3699番5地先まで	同	北海道札幌土木現業所	
道道	江部乙赤平線	滝川市江部乙町東12丁目1843番39地先から滝川市江部乙町東12丁目1843番3地先まで	平成15.4.1	北海道札幌土木現業所	道道	小藤沼田線	雨竜郡秩父別町字秩父別2016番14地先から雨竜郡秩父別町字秩父別2016番20地先まで	同	北海道札幌土木現業所
道道	砂川奈井江美唄線	砂川市北吉野町269番地先から砂川市吉野3条南3丁目23番1地先まで	同	北海道札幌土木現業所	道道	下川風連線	上川郡風連町字日進3226番地先から上川郡風連町字日進3113番地先まで	同	北海道旭川土木現業所
道道	小平幌加内線	雨竜郡幌加内町字清月国有林209林班の小班地先から雨竜郡幌加内町字清月9363番地先(河川敷地)まで	同	北海道札幌土木現業所	道道	土別滝ノ上線	上川郡朝日町字中央7314番1地先から上川郡朝日町字中央4011番3地先まで	同	北海道旭川土木現業所
道道	旭川芦別線	旭川市神居町豊里60番1地先から旭川市神居町豊里60番1地先まで	同	北海道札幌土木現業所	道道	上士別ビバカルウシ線	士別市上士別町1290番10地先(道道土別滝ノ上線交点)から士別市上士別町120番38地先まで	同	北海道旭川土木現業所
道道	旭川深川線	旭川市神居町豊里45番1地先から旭川市神居町豊里136番5地先まで	同	北海道札幌土木現業所	道道	三和剣淵線	上川郡剣淵町字南剣淵兵村9005番5地先から上川郡剣淵町字南剣淵兵村9006番2地先まで	同	北海道旭川土木現業所
道道	旭川多度志線	深川市一已町字一已6735番地先から深川市一已町字一已7371番1地先まで	同	北海道札幌土木現業所	道道	上遠別霧立線	苫前郡羽幌町字上羽幌国有林留萌北部森林管理署2035林班り小班地先から苫前郡羽幌町字上羽幌国有林留萌北部森林管理署2035林班と小班地先まで	同	北海道留萌土木現業所
道道	達布石狩沼田停車場線	深川市多度志3151番地先から深川市多度志3097番地先まで	同	北海道札幌土木現業所	北海道告示第528号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成15年4月1日				
道道	旭川幌加内線	雨竜郡幌加内町字新成生22番地先から雨竜郡幌加内町字新成生7570番7地先(河川敷地)まで	同	北海道札幌土木現業所	北海道知事 堀 達 也				

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
旭川芦別線	深川市音江町字菊岡579番1地先から芦別市新城町785番4地先まで		前	20.00mから63.00mまで	190.00m	—	北海道札幌土木現業所
			後	26.00mから65.00mまで	190.00m	—	
			前	18.00mから22.00mまで	500.00m	—	

芦別赤平線	芦別市常磐町13番2地先から 芦別市常磐町7番1地先まで	後	19.18mから 34.00mまで	500.00m	—	北海道札幌土木現業所
		前	18.00mから 23.00mまで	440.00m	—	
奈井江浦臼線	空知郡奈井江町字奈井江1385番1地先から 樺戸郡浦臼町字キナウスナイ197番455地先まで	後	19.92mから 27.00mまで	440.00m	—	同
		前	10.00mから 57.00mまで	1,980.00m	—	
芦別砂川線	砂川市北吉野町403番地先から 砂川市北吉野町381番地先まで	前	13.00mから 60.00mまで	1,960.00m	—	同
		後	10.00mから 57.00mまで	1,980.00m	—	
岩見沢三笠線	三笠市清住町96番4地先から 三笠市清住町252番7地先まで	後	13.00mから 60.00mまで	1,960.00m	—	同
		前	18.00mから 42.00mまで	645.00m	—	
斗満陸別停車場線	足寄郡陸別町字トマム南8線115番2地先から 足寄郡陸別町字トマム南6線109番1地先まで	後	24.00mから 50.00mまで	645.00m	—	同
		前	15.36mから 23.65mまで	898.24m	—	
斗満陸別停車場線	足寄郡陸別町字トマム南8線115番2地先から 足寄郡陸別町字トマム南6線109番1地先まで	後	15.36mから 26.13mまで	900.00m	—	北海道帯広土木現業所
		前	9.10mから 10.90mまで	1,147.69m	—	
		後	12.60mから 23.50mまで	1,140.69m	—	

北海道告示第529号

平成元年北海道告示第1949号（北海道屋外広告物条例等の規定による知事が指定する地域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達也

1の事項を次のように改める。

1 条例第2条第1項第1号の知事が特に指定する区域

(1) 次に掲げる市の区域内における都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域の区域（道路敷地の区域を除く。）

函館市 小樽市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市
岩見沢市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 美唄市

芦別市 江別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市
三笠市 根室市 千歳市 滝川市 砂川市 深川市
富良野市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市

(2) 都市計画法第2章の規定により定められた函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の区域であって、次の図に示す部分（「次の図」は省略し、その図面を北海道建設部まちづくり推進課及び渡島支庁経済部建設指導課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第530号

昭和50年北海道告示第1935号（開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

「(同規則附則第4項において準用する場合を含む。)」を削る。

1 閲覧場所の事項の江別市開発登録簿閲覧所の項中「治水開発課内」を「まちづくり推進室区画整理課内」に改め、同事項中「大野町開発登録簿閲覧所 大野町本町175 大野町企画商工課内」に改める。

「大野町開発登録簿閲覧所」	大野町本町175	大野町企画商工課内	
「名寄市開発登録簿閲覧所」	名寄市大通南1丁目	名寄市建設部都市整備課内	
「音更町開発登録簿閲覧所」	音更町元町2番地	音更町建設水道部建設管理課内	
「芽室町開発登録簿閲覧所」	芽室町東2条2丁目14番地	芽室町経済部都市開発課内	
「幕別町開発登録簿閲覧所」	幕別町本町130番地	幕別町建設部都市計画課内	

北海道告示第531号

平成10年北海道告示第1942号(北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関)の一部を次のように改正する。

なお、平成15年北海道告示第62号(北海道の収納代理郵便官署の指定)は、廃止する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

- 2 収納代理金融機関の項中「収納代理金融機関」の次に「(日本郵政公社を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。
- 3 収納代理金融機関(日本郵政公社に限る。)

名 称	位 置	事 務	の 範 囲
小樽貯金事務センター	小樽市	道税の収納	(北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第57条の2第1項に規定する自動払込みの方法によるものに限る。)
札幌中央郵便局	札幌市	道税の収納	(北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第57条の2第1項に規定する自動払込みの方法によるものに限る。)

公 表

北海道土地利用基本計画を平成15年3月25日変更したので、国土利用計画法(昭和49年法

律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道土地利用基本計画図に示された次の市町村に係る都市地域、農業地域、森林地域及び自然公園地域について、次の図面のとおり変更した。

- 都市地域 函館市
- 農業地域 函館市、帯広市、上磯町、幌延町、豊富町、音更町、釧路町
- 森林地域 稚内市、士別市、深川市、松前町、積丹町、美瑛町、下川町、枝幸町、歌登町、津別町、斜里町、常呂町、洞爺村、中標津町
- 自然公園地域 幌延町、豊富町

(「次の図面」は省略し、北海道総合企画部土地水対策課及び関係支庁地域政策部振興課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 氏名又は名称 住友商事北海道株式会社
- 2 代表者の氏名 佐藤 隆
- 3 主たる事務所又は事業所の所在地 札幌市中央区大通西8丁目2番地
- 4 指定の取消年月日 平成15年3月1日

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 業務概要
 - (1) 業務名 後期パートナーシップ・プロジェクト推進に係る住民活力導入促進事業(緊急地域雇用創出特別対策推進事業)
 - (2) 業務内容 後期パートナーシップ・プロジェクトを広く道民にPRするとともに、プロジェクトを進める上で重要な担い手と位置づけているNPO団体等の参画を促進し、パートナーシップ・プロジェクトの効果的な推進を図るため、NPO団体等に対するアンケート調査、民間政策研究会設置・

運営、フォーラム開催、報告書作成・送付及びホームページ開設に係る業務を委託する。

(3) 履行期限 平成16年3月26日(金)

2 参加要件及び選定基準

(1) 参加要件

ア NPO団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を目的とした特定非営利活動法人(NPO法人)であること。

イ 札幌市又はその近郊に活動拠点を有していること。

ウ 過去に、NPO団体、企業、行政との協働に関する調査・研究や事業等を実施した実績があり、市民と行政との協働に関する知識と経験を有すること。

エ 雇用に関する所定の条件を満たすことができること。

(2) 選定基準

ア 企画提案者の業務遂行能力

実施体制が緊急地域雇用創出特別対策推進事業の趣旨に照らし、かつ、当該業務の遂行に当たって適切であること。

イ 企画提案の内容

(ア) アンケート調査の実施方法

a 調査票全体の構成及び調査項目が業務の目的に照らして適切であること。

b 集計結果表のイメージが業務の目的に照らして適切であること。

(イ) 民間政策研究会の設置地域及びテーマ選定の考え方

a 設置地域のパートナーシップ・プロジェクトの目的を踏まえたテーマを選定していること。

b 地域の現状、課題を把握し各種データ等を分析の上、テーマを選定していること。

(ウ) 民間政策研究会の具体的運営

開催スケジュール及び開催毎の検討内容が(ク)に照らして適切であること。

(エ) メンバー構成案及び役割分担

選定したテーマについての取組を検討するに当たって相応しいメンバーを選定していること。

(オ) フォーラムの実施イメージ

a 実施内容が業務の目的に照らして適切であること。

b 告知方法、参集範囲が業務の目的に照らして適切であること。

(カ) ホームページ完成イメージ

a ホームページの構成が道民から見て分かりやすいものであること。

b 効果的な画面デザインであること。

(キ) 報告書の完成イメージ

内容とページ配分が適切であること。

(ク) 業務処理計画

業務スケジュールを達成するために適切な計画となっていること。

ウ 雇用計画

業務従事者の数、新規雇用者の数、雇用期間、年齢構成等が、緊急地域雇用創出特別対策推進事業の趣旨に照らして適切であること。

3 手続等

(1) 担当部課

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部地域振興室地域政策課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 477

(2) 企画提案説明書の交付期間、交付場所及び方法

ア 交付期間 平成15年4月2日(水)から7日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで)

イ 交付場所 (1)に同じ。

ウ 交付方法 直接交付する(郵送はしない。)

(3) 資格審査申請書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 平成15年4月8日(火)午後5時まで(必着)

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 平成15年4月22日(火)午後5時まで(必着)

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送

4 その他

(1) 契約書の要否
要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。

(3) その他

ア 企画提案書に関するヒアリングを行う(企画提案者が多数ある場合には、書類のみによる1次審査を行うことがある。)

イ 詳細は、企画提案説明書によること。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達也

1(1) 業務概要

- ア 業務名 再就職活動支援業務（Aグループ・Bグループ）
- イ 業務内容 道内の求職者に対し、再就職に必要な求職活動のノウハウを提供するとともに、求職者の意識改革を行うことにより、再就職を促進させるためのセミナー及びカウンセリングを実施する。
- ウ 履行期限 平成16年2月27日

(2) 参加資格及び選定基準

- ア プロポーザルの提出者に要求される資格
- (ア) 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人その他の法人又は法人以外の団体であって委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者で、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する者であること。
- (イ) 原則として、過去3年間において国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約締結し、確実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも業務を実施する実力があつ、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。
- (ウ) 事業費に占める人件費の割合が8割以上（やむを得ないと認める場合は、7割以上）であること。
- (エ) 新規雇用者の失業者の割合が原則としておおむね4分の3以上であること。
- (オ) 本委託事業で新たに雇用されることとなる予定者の雇用期間は、原則として、45日以上6月未満であること。
- (カ) 新規雇用者の募集及び採用に当たっては、原則として公共職業安定所に求人申込票を提出し、当該業務の新規雇用者として採用すること。

イ プロポーザルの評価基準

- (ア) 事業者の適格性
- (イ) 企画提案の目的適合性
- (ウ) 業務遂行手法の妥当性
- (エ) 雇用条件の適合性

(3) 手続等

ア 担当部局

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部雇用対策課就業支援グループ
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 766

イ 企画提案指示書の交付期間及び場所

- (ア) 平成15年4月1日（火）から10日（木）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）
- (イ) 交付場所 アに同じ。
- (ウ) 直接交付する（郵送はしない。）。

ウ 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

- (ア) 平成15年4月11日（金）午後5時まで
- (イ) 提出場所 アに同じ。
- (ウ) 持参すること（郵送等は不可）。

エ 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (ア) 平成15年5月1日（木）午後5時まで
- (イ) 提出場所 アに同じ。
- (ウ) 持参すること（郵送等は不可）。

(4) その他

- ア 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- イ 契約書作成の要否
要
- ウ 関連情報を入手するための照会窓口
(3)のAに同じ。
- エ その他
企画提案書に関するヒアリングを実施する。詳細は、企画提案指示書によること。

2(1) 業務概要

- ア 業務名 季節労働者雇用安定対策業務
- イ 業務内容 道内の季節労働者に対するアンケート調査並びに季節労働者を雇用している事業所に対するアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、調査結果の集計及び分析を行うことにより、季節労働者の生活実態及び就労状況を明らかにする。
- ウ 履行期限 平成15年12月19日

(2) 参加資格及び選定基準

ア プロポーザルの提出者に要求される資格

- (ア) 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人その他の法人又は法人以外の団体であつて委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者で、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合

を含む。)を有する者であること。

(イ) 原則として、過去3年間において国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約締結し、確実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも業務を実施する実力があつ、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

(ウ) 事業費に占める人件費の割合が8割以上(やむを得ないと認める場合は、7割以上)であること。

(エ) 新規雇用者の失業者の割合が原則としておおむね4分の3以上であること。

(オ) 本委託事業で新たに雇用されることとなる予定者の雇用期間は、原則として、45日以上6月未満であること。

カ 新規雇用者の募集及び採用に当たっては、原則として公共職業安定所に求人申込票を提出し、当該業務の新規雇用者として採用すること。

イ プロポーザルの評価基準

(ア) 事業者の適格性

(イ) 企画提案の目的適合性

(ウ) 業務遂行手法の妥当性

(エ) 雇用条件の適合性

(3) 手続等

ア 担当部局

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部雇用対策課就業支援グループ

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 766

イ 企画提案指示書の交付期間及び場所

(ア) 平成15年4月1日(火)から10日(木)まで(土曜日及び日曜日は除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで)

(イ) 交付場所 アに同じ。

(ウ) 直接交付する(郵送はしない。)

ウ 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

(ア) 平成15年4月11日(金)午後5時まで

(イ) 提出場所 アに同じ。

(ウ) 持参すること(郵送等は不可)。

エ 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

(ア) 平成15年5月2日(金)午後5時まで

(イ) 提出場所 アに同じ。

(ウ) 持参すること(郵送等は不可)。

(4) その他

ア 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

イ 契約書作成の要否

要

ウ 関連情報を入手するための照会窓口

(3)のアに同じ。

エ その他

企画提案書に関するヒアリングを実施する。詳細は、企画提案指示書によること。

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第2号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年4月1日

北海道後志支庁長 浴 山 正 久

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 堆肥原料収集・運搬用コンテナ 44個

イ コンテナ脱着装置付トラック 2台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年10月31日

(4) 納 入 場 所 北海道後志支庁長の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 郵便番号 044 - 8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁2階講堂(郵送による場合は、郵便番号 044 - 8588 北海道後志支庁総務部会計課)

(2) 入 札 日 時 平成15年5月13日 午後2時(郵送による場合は、平成15年5月

12日までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量

ア	トラクタショベル（バケット容量1.8m ³ ）	1台
イ	トラクタショベル（バケット容量3.2m ³ ）	1台
ウ	自走式堆肥切り返し機（トラクタショベル仕様）	1台
エ	可搬式温風機	2台
オ	分析機器一式（全39品目61点）	

(2) 予 定 時 期 平成15年4月ごろ

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 郵便番号 044 - 8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志支庁総務部会計課
電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 2225

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否 要

10 そ の 他

(1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(2) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道後志支庁総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 044 - 8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 2225

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- a Container for compost rawmaterial collect transport 44
- b Detachable body truck 2

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 PM., May 13, 2003

C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Shiribeshi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Higashi 2-Chome, Kita 1-Jo Kutchan-Cho, Abuta-Gum, Hokkaido, Post code 044-8588, Japan
Tel 0136-22-1111 Ext. 2225

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、札幌医科大学医

学部附属病院における平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料及び手数料の収納事務の一部を次の者に委託した。

平成15年4月1日

札幌医科大学長 秋山 豊明

- 1 受託者の名称 株式会社ハルク
2 所在地 札幌市中央区大通西7丁目1番地1

道 議 会 訓 令

北海道議会訓令第1号

北海道議会議務局

北海道議会議務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

北海道議会副議長 大内 良一

北海道議会議務局文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道議会議務局文書管理規程（平成11年北海道議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記第17号様式中
「 1 」「 1
2 」「 2
3 」「 3
4 」「 4
5 」「 5
6 」「 6
」を「 3 」「 3
4 」「 4
5 」「 5
6 」「 6
」に改め、同様式注3の事項中「であって」を「にあ

って」に改め、同様式注5の事項中「上記1～4」を「1から5まで」に改め、同事項を同様式注6の事項とし、同様式注4の事項の次に次の1事項を加える。

- 5 電子署名（北海道通信機器の利用に係る文書管理の特例に関する規程（平成10年北海道訓令第14号）第2条第3号の定義に同じ。）が付与されたもの（受信したものに限り。）

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

道 教 育 庁 留 萌 教 育 局 告 示

北海道教育庁留萌教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月1日

北海道教育庁留萌教育局長 中道 昭夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピューター式 42台（普通科）
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 納 入 期 日 平成15年6月2日（月）
(4) 納 入 場 所 北海道天塩高等学校
(5) 契 約 期 間 平成15年6月2日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年5月29日を限度に契約期間を延長することが有り得る。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年4月1日（火）から15日（火）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077 - 0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
北海道教育庁留萌教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道教育庁留萌教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2

北海道留萌合同庁舎4階北海道教育庁留萌教育局会議室

- (2) 入 札 日 時 平成15年5月1日（木）午前11時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
入札保証金は、免除する。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
北海道教育庁留萌教育局企画総務課
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札
郵便又は電報による入札は、認めない。
- 9 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 そ の 他
 - (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名 称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課
 - イ 所 在 地 郵便番号 077 - 0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
電話番号 0164 - 42 - 1511 内線 3115
 - (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

**道選挙管理委員会委員長
公 告**

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成14年法律第150号）第1条第1項の規定による札幌市長選挙は、平成15年4月13日執行の北海道知事選挙と同時に告示を、平成15年3月30日、次のとおり本庁の掲示板に掲示して示達した。

平成15年4月1日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

北海道選挙管理委員会告示第34号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成14年法律第150号）第4条第2項の規定により、同法第1条第1項の規定による札幌市長選挙は、平成15年4月13日執行の北海道知事選挙と同時に告示を、平成15年3月30日、次のとおり本庁の掲示板に掲示して示達した。

平成15年3月30日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

道 監 査 委 員 告 示

北海道監査委員告示第1号

北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成8年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道監査委員 石井 孝一
北海道監査委員 岡本 修
北海道監査委員 前田 榮一
北海道監査委員 徳永 光孝

第17条中「、休日及び休暇日」を「及び休日（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第11条第1項に規定する休日という。）」に、「午前9時」を「午前8時45分」に改める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第44号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行する。

平成15年4月1日

北海道警察本部長 上 原 美都男

別表札幌方面厚別警察署の項中

信 濃		同 厚別区 厚別中央5条 2丁目5番12 号	同 厚別区厚別西1条1丁目から5丁目まで、厚別西2条から厚別西4条までの1丁目から6丁目まで、厚別西5条1丁目から6丁目まで、厚別西、厚別中央3条3丁目から6丁目まで、厚別中央4条2丁目から6丁目まで、厚別中央5条1丁目から6丁目まで、厚別町山本並びに厚別町小野幌の一部（野津幌川以西の地区）
森林公園		同 厚別区 厚別北4条4 丁目16番	同 厚別区厚別北1条1丁目から4丁目まで、厚別北2条1丁目から5丁目まで、厚別北3条及び厚別北4条の2丁目から5丁目まで、厚別東3条1丁目から7丁目まで、厚別東4条1丁目から9丁目まで、厚別東5条1丁目から4丁目まで、厚別東5条7丁目及び8丁目並びに厚別町小野幌の一部（野津幌川以東及び国道12号以東の通称「森林公園」地区）

を

信 濃		同 厚別区 厚別中央5条 2丁目5番12 号	同 厚別区厚別西1条1丁目から5丁目まで、厚別西2条から厚別西4条までの1丁目から6丁目まで、厚別西5条1丁目から6丁目まで、厚別西、厚別中央3条3丁目から6丁目まで、厚別中央4条2丁目から6丁目まで、
-----	--	---------------------------------	---

				厚別中央5条1丁目から6丁目まで、厚別町山本並びに厚別町小野幌の一部（国道12号以西の地区）
森林公園		同 厚別区 厚別北4条4 丁目16番		同 厚別区厚別北1条1丁目から4丁目まで、厚別北2条1丁目から5丁目まで、厚別北3条及び厚別北4条の2丁目から5丁目まで、厚別東3条1丁目から7丁目まで、厚別東4条1丁目から9丁目まで、厚別東5条1丁目から4丁目まで、厚別東5条7丁目及び8丁目並びに厚別町小野幌の一部（国道12号以東の地区）

に、

もみじ台		同 厚別区 もみじ台西4 丁目2番		同 厚別区もみじ台東、もみじ台西、もみじ台南及びもみじ台北の1丁目から7丁目まで、厚別東1条及び厚別東2条の1丁目から6丁目まで、下野幌テクノパーク1丁目及び2丁目並びに厚別町下野幌
北 広 島		北広島市中央 1丁目2番地 1		北広島市中央1丁目から6丁目まで、稲穂町東1丁目から東12丁目まで、稲穂町西1丁目から西8丁目まで、新富町東1丁目及び東2丁目、新富町西1丁目から西4丁目まで、朝日町1丁目から6丁目まで、美沢1丁目から3丁目まで、共栄町1丁目から5丁目まで、東共栄1丁目から4丁目まで、共栄、中の沢、富ヶ岡、東の里、南の里並びに北の里
		同 西の里 北5丁目2番 地1	西の里	同 西の里北1丁目から北5丁目まで、西の里東1丁目から東4丁目まで及び西の里

を

もみじ台			同 厚別区 もみじ台西4 丁目2番	同 厚別区もみじ台東、もみじ台西、もみじ台南及びもみじ台北の1丁目から7丁目まで、厚別東1条1丁目から6丁目まで、厚別東2条1丁目から7丁目まで、下野幌テクノパーク1丁目及び2丁目並びに厚別町下野幌
北 広 島			北広島市中央 1丁目2番地 1	北広島市中央1丁目から6丁目まで、稲穂町東1丁目から東12丁目まで、稲穂町西1丁目から西8丁目まで、新富町東1丁目及び東2丁目、新富町西1丁目から西4丁目まで、朝日町1丁目から6丁目まで、美沢1丁目から3丁目まで、共栄町1丁目から5丁目まで、東共栄1丁目から4丁目まで、美咲き野1丁目から3丁目まで、共栄、中の沢、富ヶ岡、東の里、南の里並びに北の里
			同 西の里 北5丁目2番 地1	同 西の里北1丁目から北5丁目まで、西の里東1丁目から東4丁目まで、虹ヶ丘1丁目から8丁目まで及び西の里

に改め、同表札幌方面江別警察署の項中

朝 日			同 朝日町 8番地4	同 江別太、豊幌花園町、豊幌美咲町、豊幌はみんぐ町、豊幌、あけぼの町、東光町、朝日町及び大川通
-----	--	--	---------------	---

を

朝 日			同 朝日町 8番地4	同 江別太、萌えぎ野西、萌えぎ野中央、萌えぎ野東、豊幌花園町、豊幌美咲町、豊幌はみんぐ町、豊幌、あけぼの町、東光町、朝日町及び大川通
-----	--	--	---------------	--

に改め、同表札幌方面室蘭警察署の項中

室蘭駅前			室蘭市海岸町 1丁目20番地 6	室蘭市中央町、山手町、海岸町及び絵鞆町の1丁目から3丁目まで、清水町、本町、栄町、舟見町、小橋内町及び増市町の1丁目及び2丁目、港南町2丁目、常盤町、幸町、入江町、緑町、西小路町、絵鞆町、幸町及び幕西町
母 恋			同 母恋南 町2丁目1番 1号	同 母恋南町、母恋北町、新富町、茶津町および日本製鋼所構内一円
御 前 水			同 御前水 町2丁目5番 31号	同 御前水町および御崎町

を

室蘭駅前			室蘭市海岸町 1丁目20番地 6	室蘭市中央町、山手町及び海岸町の1丁目から3丁目まで、絵鞆町1丁目から4丁目まで、清水町、本町、栄町、舟見町、小橋内町及び増市町の1丁目及び2丁目、港南町2丁目、常盤町、幸町、入江町、緑町、西小路町、沢町並びに幕西町
母 恋			同 母恋南 町2丁目1番 1号	同 母恋南町1丁目から5丁目まで、母恋北町及び御前水町の1丁目から3丁目まで、新富町1丁目及び2丁目並びに茶津町

に、

輪 西			同 輪西町 1丁目30番2 号	同 輪西町、大沢町、みゆき町および仲町（新日鉄室蘭製鉄所構内一円）
東 町			同 東町3 丁目23番7号	同 東町、寿町および日の出町

を

輪西			同 輪西町 1丁目30番2号	同 輪西町、大沢町及びみゆき町の 1丁目から3丁目まで、御崎町1丁目 及び2丁目並びに仲町
東町			同 東町3 丁目23番7号	同 東町1丁目から5丁目まで並び に寿町及び日の出町の1丁目から3丁 目まで

に、

白鳥台			同 白鳥台 5丁目19番16	同 白鳥台、崎守町、石川町および 香川町
-----	--	--	-------------------	-------------------------

を

白鳥台			同 白鳥台 5丁目19番16	同 白鳥台1丁目から5丁目まで、 崎守町、石川町及び香川町
-----	--	--	-------------------	----------------------------------

に改め、同表札幌方面苫小牧警察署の項中

穂別	同 穂別町 字穂別
----	--------------

を

穂別	同 穂別町 字穂別29番地 26
----	------------------------

に改め、同表札幌方面浦河警察署の項中

様似	様似郡様似町 大通2丁目42 番地の2	に改め、
----	---------------------------	------

同表函館方面函館中央警察署の項中

日吉			同 日吉町 3丁目44番2 号	を
----	--	--	-----------------------	---

日吉			同 日吉町 1丁目24番2 号	に、
----	--	--	-----------------------	----

		七飯南	同 七飯町 大川6丁目15 番1号	同 七飯町字大中山、字中島、字中 野、字豊田、字大川及び大川1丁目か ら11丁目まで
七飯			同 字本町362番 地の1	同 字本町、字緑町、字鶴 野、字飯田町及び字鳴川町

を

		七飯南	同 七飯町 大川6丁目15 番1号	同 七飯町大川1丁目から11丁目ま で、大中山1丁目及び2丁目、字大中 山、字中島、字中野、字豊田並びに字 大川
七飯			同 字本町573番 地5	同 字本町、字緑町、字鶴 野、字飯田町及び字鳴川町

に改め、同表函館方面松前警察署の項中

白神	同 白神無番地
----	---------

を

白神	同 字荒谷148番 地1
----	-----------------

に改め、同表旭川方面旭川中央警察署の項中

神居			同 神居2 条6丁目103 番地4	同 神居1条から神居7条までの1 丁目から18丁目まで、神居8条1丁目 から17丁目まで、神居9条1丁目から 10丁目まで、高砂台1丁目から8丁目 まで、神居町神岡、神居町雨紛、神居 町上雨紛、神居町共栄、神居町神華、 神居町富沢及び神居町御料
----	--	--	-------------------------	--

を

神 居	同 神居2条6丁目103番地4	同 神居1条から神居5条までの1丁目から21丁目まで、神居6条1丁目から19丁目まで、神居7条1丁目から18丁目まで、神居8条1丁目から17丁目まで、神居9条1丁目から10丁目まで、高砂台1丁目から8丁目まで、神居町神岡、神居町雨紛、神居町上雨紛、神居町共栄、神居町神華、神居町富沢及び神居町御料
-----	-----------------	--

に改め、同表旭川方面旭川東警察署の項中

緑 が 丘	同 緑が丘1条2丁目1番地2	同 神楽岡1条から神楽岡5条までの4丁目から7丁目まで、神楽岡6条から神楽岡9条までの5丁目から7丁目まで、神楽岡10条から神楽岡14条までの5丁目から9丁目まで、神楽岡15条5丁目、緑が丘1条から緑が丘5条までの1丁目から4丁目まで、西神楽1線及び西神楽2線の4号、西神楽3線及び西神楽4線の5号及び6号並びに旭神町
-------	----------------	---

を

緑 が 丘	同 緑が丘1条2丁目1番地2	同 神楽岡1条から神楽岡5条までの4丁目から7丁目まで、神楽岡6条から神楽岡9条までの5丁目から7丁目まで、神楽岡10条から神楽岡14条までの5丁目から9丁目まで、神楽岡15条5丁目、緑が丘1条から緑が丘5条までの1丁目から4丁目まで、緑が丘東1条の1丁目から4丁目まで、緑が丘東2条1丁目、緑が丘東2条の3丁目及び4丁目、緑が丘東3条から緑が丘東5条までの1丁目から3丁目ま
-------	----------------	--

で、緑が丘南1条から緑が丘南5条までの1丁目及び2丁目、西御料1条から西御料5条までの1丁目及び2丁目、旭神1条の3丁目から5丁目まで、旭神2条及び旭神3条の1丁目から5丁目まで並びに旭神町

に、

西神楽	旭川市西神楽北1条2丁目604番地1	旭川市西神楽南1条及び西神楽南2条の1丁目から4丁目まで、西神楽北1条1丁目から4丁目まで、西神楽北2条1丁目から3丁目まで、西神楽1線及び西神楽2線の5号から19号まで、西神楽3線及び西神楽4線の7号から19号まで、西神楽5線18号及び19号、西神楽南13号から西神楽南17号まで並びに新開
-----	--------------------	--

を

西神楽	旭川市西神楽北1条2丁目604番地1	旭川市西神楽南1条及び西神楽南2条の1丁目から4丁目まで、西神楽北1条1丁目から4丁目まで、西神楽北2条1丁目から3丁目まで、西神楽1線4号から19号まで、西神楽2線及び西神楽3線の6号から19号まで、西神楽4線の7号から19号まで、西神楽5線18号及び19号、西神楽南13号から17号まで並びに新開
-----	--------------------	--

に改め、同表旭川方

面枝幸警察署の項中

浜頓別	同 浜頓別町字頓別154番514
-----	------------------

を

浜頓別	同 浜頓別町大通5丁目1番地
-----	----------------

に改め、

同表旭川方面富良野警察署の項中

東 山	同 東山(通称市街)	同 東山、老節婦、平沢および西達布
-----	------------	-------------------

を

「 東 山 同 字東山5063番地 同 字東山、字老節布、字平沢及び字西達布 」 に、

「 中富良野 同 中富良野町市街地4町内 」 を 「 中富良野 同 中富良野町本町6番41号 」 に改め、同表釧路方面釧路

警察署の項中 「 西庶路 同 西庶路東1条北2丁目1番地33 」 を 「 西庶路 同 西庶路東1条北2丁目1番地1 」 に改め、同表

釧路方面帯広警察署の項中 「 糠 平 同 字糠平 」 を 「 糠 平 同 字糠平南区12番地 」

に改める。

